

# 群馬県市町村会館管理組合管理者、副管理者及び組合議会議員等の費用弁償に関する条例

平成 2年 6月 25日

条 例 第 2 号

改正 平成 5年 6月 8日条例第1号

平成16年 2月 27日条例第2号

## (目的)

**第1条** この条例は、群馬県市町村会館管理組合管理者、副管理者及び組合議会議員等（以下「管理者等」という。）に対する費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (費用弁償)

**第2条** 管理者等が職務のため旅行したときは、群馬県市町村会館管理組合職員等の旅費に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）に準じて支給する。ただし、旅費定額は別表に定めるところによるものとし、別表に定めるもののほか必要な経費はその実費を弁償するものとする。

2 別表に定める日当の定額については、群馬県市町村会館管理組合職員等の旅費に関する条例第19条第2項から第4項までの規定は適用しない。

## 附 則

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

### 附 則（平成5年6月8日条例第1号）

この条例は、平成5年6月8日から施行する。

### 附 則（平成16年2月27日条例第2号抄）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 別表

区 分	鉄道・船賃	車 賃 1kmにつき	日 当 1日につき	宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 一夜につき
				甲地方	乙地方	
組合の管理者 及び議員等	運 賃	円 37	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 3,000